

西宮市物価高騰対策地域公共交通運行支援金交付要綱

令和7年8月21日

一般社団法人兵庫県タクシー協会

(趣旨)

第1条 一般社団法人兵庫県タクシー協会（以下「協会」という。）が実施する西宮市物価高騰対策地域公共交通運行支援金（以下「支援金」という。）の交付については、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 燃料価格高騰の影響を受けながらも、市民生活や経済活動を支える地域公共交通として運行を継続しているタクシー事業者の事業継続を支援するため、支援金を交付する。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 交付対象者 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ハに定める一般乗用旅客自動車運送事業を経営する者で、西宮市内に営業所を有し、次のいずれかに該当する者。ただし、福祉輸送事業の用途に限って営業する者を除く。
 - ア 令和6年3月31日時点において事業を営んでおり、同日以降令和7年3月31日まで事業を継続し、令和7年4月1日以降も事業を継続する意思がある者。
 - イ 令和6年4月1日以降に事業を継承され、当該日以降令和7年3月31日まで事業を継続し、令和7年4月1日以降も事業を継続する意思がある者。
- (2) 基準タクシー車両数 次に掲げる事業用自動車（タクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号）第2条第2項に定めるハイヤーの用に供する自動車、福祉輸送の用途に限定して使用する自動車、及び未車検等休車扱いとしている自動車を除く。以下同じ。）の台数の合計。
 - ア 交付対象者が所有する事業用自動車であって、令和6年3月31日時点において西宮市内の営業所に配置している自動車。
 - イ 令和6年4月1日以降に事業を継承された交付対象者においては、事業を継承したタクシー事業者が、令和6年3月31日時点において所有し、西宮市内の営業所に配置し、事業に用いていた事業用自動車。

(支援金の額)

第4条 支援金の額は、以下の算定式による額。

算定式：車両数（※）×29,400円

※車両数とは、交付対象者が所有し、令和6年4月1日（前条第2号イに該当する自動車がある場合の当該自動車相当分については、事業を継承された日）以降令和7年3月31日まで引き続いて西宮市内の営業所に配置し、事業に用いた事業用自動車の台数の合計と、基準タクシー車両数のうちいずれか少ない台数。

(支援金の交付申請)

第5条 支援金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、令和7年10月31日までに支援金交付申請書兼請求書（様式第1号）を一般社団法人兵庫県タクシー協会会長（以下「会長」という）に提出しなければならない。

2 会長は、必要があると認めるときは、交付申請者に対し、前項の規定により提出を受けた書類に追加して、必要な書類の提出を求めることができる。

(申請内容の審査及び支援金の交付決定)

第6条 会長は、前条の申請があったときは、審査の上、支援金の振り込みをもって交付決定とする。

(申請の取下げ)

第7条 交付申請者は、第5条の交付申請を取り下げることができる。

(交付決定の取消し)

第8条 会長は、第6条の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、支援金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けたとき、又は受けようとしたとき。

(3) 交付申請者（法人その他の団体にあっては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が、暴力団員等に該当するに至ったとき。

(4) その他法令に違反したとき。

(支援金の返還)

第9条 会長は、前条の取消しを決定した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に支援金が交付されているときは、当該決定の日の翌日から15日以内の期限を定めて、その返還を命ずることができる。

2 会長は、やむを得ない事情があると認めたときは、前項の期限を延長することができる。

(暴力団等の排除)

第10条 会長は、この要綱の施行に関し必要があると認める場合は、交付申請者が暴力団又は暴力団員（以下「暴力団等」という。）であるか否かについて兵庫県警察本部長に意見を聴くことができるものとする。

2 交付申請者は、支援金の使途に関し暴力団等を利することのないよう必要な措置を講ずるものとする。

(電子情報処理組織による手続の特例)

第11条 会長は、この要綱に定める手続について、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行うことができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関する必要な事項は会長が別に定める。

付 則

1 この要綱は、令和7年8月21日から実施する。

- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第8条及び第9条の規定については、同日後もなおその効力を有する。